

増訂大日本地震史料を読む その2

首藤 伸夫*

1. はじめに

増訂は 1, 2, 3 と三冊あり、その最後の巻が今回の対象である。原文の PDF 版は東京大学地震研究所図書室から入手でき、その word への変換は地震史料集テキストデータベースを利用すれば容易である。

2. 地震で古文書発見、金持ちとなる

天保元年（文政 13 年）七月二日（西暦 1830.8.19）の地震の際の話である。京都で貧乏暮らしをしていた殿上人の屋敷が大破した。普請する金も無く、借金する当てもない。大工に相談すると、「壊れずに残った土蔵を売ればなんとかかなる」と云われたので、中の物の整理を始めた。取り出した反古に、数百年以上前の知恩院の古証文があり、その有効性が認められた。その結果、この殿上人は大金持ちになった。地震の御陰である。

その本文は次の通りである。

「〔京都地震実録〕○浮世の有様所収

寺町通り石楽師御門下る西側に、押小路大外記殿といへる殿上人有り。至つて貧窮の暮しにて、慙れなる有様なりしに、地震にて屋敷大破に及び、浅間しき有様なれども、是を普請する手当もなく、聊の金借れる方もなければ、詮方なくて、普請の事を公議へ願ひ出でられしにぞ、これを聞済まし有しか共、御所を始め、二條の御城の大破に及びしをも、直に御修復もなき程の事なるに、堂上一統大破にて、何れもこれを願ひ立てらるゝにぞ、急には取掛りがだくてや、其俣に爲し置かるゝにぞ、押小路殿には、種々にして風雨を

防がんとせられしかども、打続き度々の地震に悉く崩れ、今は突張つゝぱり以て之を持たず事なり難く、居処さへもなき程に成行きしにぞ、大工を招き、「斯かる様に成行きしかば大いに困り果てぬ。此古木を用ひて、居処と飯焚所さへ有れば、夫にて宜しきが、何程にて出来なるや」と尋ねられしに、之を積りて、しか／＼の由答へしかば、夫にて普請の事申附られしに、斯かる困窮の事なれば、「先金を受取らではなり難し、渡し給へ」と云ひぬるにぞ、聊の手当てもなき事なれば、詮方なくて途方に暮れられしかば、大工云へる様は、「斯くては外に詮すべなし。然し土蔵一ヶ所無難なれば、これを売払ひ給はゞ、可なりの御住居にはなるべし」と申しぬる故、外に致方なければ、「しかすべし」と、其手積をなし、蔵の内より物取出し、反古など取調べられしに、智恩院の古証文一通あり。其文言に云ふ、「四條縄手に於て四町四面の地面、慥に預り候処実正なり、何時にても御入用之節には、返済可_レ申由」なり。是迄数百年來此証文有る事を知らず、故に如何なる事共分かり難き事なれ共、斯かる證書の事故早速所司代へ之を持出で、宜しく御計らひ被下候様願はれしに、所司代申さるゝには、「斯かる慥かなる證書これ有る上は、直に御掛合ひあるべし。若し故障の筋もあらば、其上は此方の計らひたるべし」と答へられしかば、右証文を以て、押小路殿より、直に智恩院に掛合有しか共同寺にても一向申伝へし事もなく、是を知れる者更になしと雖、無_二相返_一證書なる故、舊記悉く取調べしにぞ、其事相分りぬ。こは古への事なりしが、縄手三條辺は大和小路とて、河原にて人家は申すに及ばず、畠さへこれ無く、至つて悪地なる故、之を發開する事もなかりしかば、旅人・乞食の類常に此所に行倒れぬるにぞ、其頃は押小路

*東北大学名誉教授

の領地なりしが、聊の益とてなく、毎々行倒者の取片付けに困じ果てられしかば、幸ひ智恩院の近辺故、右地面を同寺へ頼み預けられしと云ふ。斯かる地面の事なれば、再び取返す心得もなく、其俣に打捨て、云伝ふる事もなく、今にては大いに繁昌の地となりしかども、後に至りこれを知る人さへなき様になりしなるべし。智恩院にても此事明白に分りしかば、「何時にても御返し申すべければ、御受取り有るべし」との答へなるにぞ、押小路殿には、夢見し如く、思ひ寄らぬ家督に有附き給ひぬ。然るに縄手三條下る所より祇園新地・四條芝居の辺、凡て京都川東にて、当時繁昌の所を引抜四丁余方、新に地頭替りし事なるにぞ、所の者ども、何れも寄合をなし、「堂上の領地となりては、已後何事に寄らず迷惑の事多くあるべければ、いづれも申合はせ地面買取るべし」とて、金子六千両より追々に直上げし、一方兩迄附上しかども、押小路殿には是を諾うべなはず、此度改めて右の地面引当に智恩院へこれを預け、金子二千兩借り度き由、掛合かけあはれしに、同寺にても、これまで数百年の間右地子を取收めし事なる故、早速に是を諾うべなひ、其金を出せしと云ふ。至つて繁昌の土地故、右二千兩の借金は程なく相済み申すべき事にて、永々押小路家の家督とはなりぬ。地震なくば此事も知らず、これまでの如く食困に暮さるべき事なるに、地震の大変に困りて、斯かる幸を得し人も一奇事と云ふべし。天保二辛卯の秋の頃にいたり、誠に困窮に迫り、如何ともしがたき所にて、かゝる幸を得られしと云ふ。近來珍らしき幸福なりとて、其噂高かりき。」（増訂 3, p.375）

3. 様々な前兆

3.1 地震無しの前兆

地震の前に起きた様々な現象を後になって前兆であったとする記録のほかに、こんな現象が起きたから地震はあるまいとした記録がある。下記は、風が吹くからには地震はなからうと判断した例である。

「〔蘆沢不朽手録〕

○弘化四丁未三月廿四日、信濃国大地震にて、同国更級郡の内岩倉山拔崩し、麓の犀川に堰留、追々水湛充滿し、川上湖水の如くに相成、然る処四月十三日其場所押切、川下の家を押流し、人馬の損亡夥しき由風聞に付、我等古郷も此川未にて常に水損場所故、兄弟親類の安否を見んと、公に三十日の暇を相願候処、願通り被仰付候に付、五月五日に江戸出立致し、中山道え掛り、日を追て七日に高崎駅を越え、草津路にかゝり、八日に同所山本十右衛門方に泊り候処、十右衛門宅にて見受候届書のうつし左の通り、

・・・・・・・・・・

○昨夜作衛門宅にて泊り候処、此家は是迄名主も勤、村にての大家に御座候、然る処此度之地震に潰残り候へ共、柱折壁落傾きたる計にて、大工大勢掛り漸二三日跡に起し迄し、昨日疊敷込ける計也、昨日は廿四日大地震の日にも当り、大家故猶以安心ならずと申、殊に昨夜はあつく候間、夜中起縁側へ出空の様子を見候処、どんとりとして空低く見え候へば、猶々気味あしく、最夫迄日々地震の前は兎角氣をとちたるやうにて、風もなく空どんとりと致し、曇りもせず晴もせず、むし暑くなりて震ひ出し候、人の話にも右様に付扱こそ今夜は油断ならずと存じ、夫より外へ出、空のやうす四方を見詰候処、其内曇りも薄くかゝりたり、又厚くかゝりたり、色々に動き出し、風を起し、庭の木の葉を吹ちらし、風の勢大に強くなり候間、是では大丈夫と思ひ内へ入寐候、是迄右様の時風出候へば地震無之安心致し候、」（増訂 3, p.907）

3.2 海鳴

犀川沿岸の岩倉山崩壊で有名な、弘化四年三月二十四日（西暦 1847.5.8）の時である。

不気味な海鳴りが続き、ついで地震が起きたとする。

「〔鎌原洞山地震記事〕善光寺地震取調材料大冊ノ内、甲、文部省震災豫防調査会所蔵
○越後今町三月廿四日海上鳴る事夥しく高田城下へ聞えたり、海の鳴ること折節はある事

なれとも此度例ならず夥しかりしかば何か変事あらんかと恐れしが果して夜中大地震あり。(増訂3, p.543)

○地震前にドロ／＼と雷の如く鳴り、後に動く、或は鳴音のみにて、動きなきもあり、或は鳴音なく、直に動くもあり、

○鳴音、河所にては聞えず、御城下より西條辺高く聞ゆ、西條にて山に上りて聞時は、下に聞こゆと也、」(増訂3, p.558-559)

3.3 白鷺が舞う

地上の異変を感じて多数の鳥が舞い上がる、是が地震の前兆だと主張している。

「文政二年六月十二日(西暦1819.8.2)伊勢、美濃、近江、地大ニ震ヒ、伊勢湾、琵琶湖ノ沿岸震害特ニ甚シク、倒潰家屋並ビニ死傷者少ナカラズ、是日、京都・金澤・安藝・信濃・飛騨モ亦震ヒ、金澤ニテハ潰家ヲ生ジタリ、

〔世直双紙〕○猿猴菴著

或は熱田さまの御託宣にまだ十六日迄には驚く事が有べしなど何者が云出せしにや、人々聞をして甚恐れ、日々心ならず、此ごろ白鷺が舞由、宛もふ是で何事も無御知らせなりといふもあり、又は白鷺が其以前より空に舞たれば、是は大地震あるべきとの告にてありしとも云へり、水無月の初つかたより白き鷺あらはれて空に舞ふ故世上沙汰せり、はじめには一羽なりしが追々に増して四五羽程来りて舞ひしなり、此鳥の姿腹の方はうすねづみ色にして、つばさは真白なり、又世のつねの鷺にして白き羽まじりたるも有しとぞ、晝は諸方へ飛行し夜は御土居の松に宿す、或人の日誌に百十八年のむかし寶永年中の大地震の前にもかゝる白鷺現じて空に舞ふと誌せる由相傳ふ、白鷺あらはるゝ時はかならず大地震ありといへり、しかはあれど書籍等に出たる物にはあらざる事の由、若くは其形鷺に似て余の鳥にや如何、猶識者に尋ねべきなり、亦或天文學者に聞しが此鷺の事は考に不及、此前夜に心宿星月をつらぬく、是天變あるのしるしなりといへり、(増訂3, p.214-215)

3.4 その他の前兆

橋が鳴った、お日様に五色の虹がかかった、などを前兆であったとしている。

〔虫くら日記抄〕○松代藩家老河原綱徳著(増訂3, pp.815-)

○新町の塩野入久右衛門善光寺にて焼死しぬ。紺屋町の政吉が元へ来りて語りしは、二月比より水内橋鳴動すると取沙汰しける。初の内は何事をいふやと云居しが、次第に其沙汰有、後は夜晝となく鳴さたあり。村の者等、是は貉のわるさして人を驚かすならんと云て、橋の近辺谷々隈々貉狩して残りなく捜せしかど、小貉の一つもとらいざりし。何故斯橋の鳴動するや心得難き事と申たりしとぞ。○前兆はある事也。三月十三日の事と覚し。日中に御城より退る時仰ぎみれば、日輪の下に魺の如く五色に一の字を引り。誰も渠も見しが、何故なるをしらず。長雨の兆ならんか抔云しが、地震の兆とはしらざりけり。又去秋の大風に表御居間のみどり松折れたり。是は大{=} (註:金偏に逢) 公の御鉢木也と、九扈亭記にもある如く、御代々分て御秘藏ありしが、此木のみ折れたるはいかにも心懸りの事と密に語り合し事も有しが、これも前兆と思はるゝ也。又三月十九日に石川山何となく拔覆ける。是は年々山中には雪時の時拔覆る事あり。其覆りにてあらんと申ける者もありしが、此日比も専ら発出の気ありて拔覆りし物ならんと思はるゝ也。又日影鬼無里の辺にては去冬此よりトントンと鳴音しけるとぞ。」(増訂3, p.862)

4. 埋没事故

4.1 生きて救出

弘化四年三月二十四日(西暦1847.5.8)の文部省震災豫防調査会所蔵報告〔鎌原洞山地震記事〕善光寺地震取調材料大冊ノ内、甲、に

「味噌をなめて生き延びた」、「5日後に生きていた。ただし、この間の食事には触れていないことから、絶食であったと思われる」の二つの記事がある。

また、〔信州丁未茶談〕理科大学地震学教

室所蔵には、埋められて 14, 5 日で救出された人が、生米・泥水で生き延びていたとの記述もある。

最初のものは

「○飯山領吉村、山崩れ、泥水押し出し、一村泥の底に埋る、但し少し村の中隔りたる家十一軒は残る、是も地震にて潰れ、立ちたる家はなし、埋れたる四十余軒は、家内も皆埋れ、唯近村へ行たる者一人耳残ると云、其後親類ゆかりの者共、心あてに此辺に埋れたるならむと、其処を掘りしに、三丈余ほりて、漸く七人の死骸をほり出したり、筆箆を沓ツ掘出し、引出しを引出し見るに、衣服其まゝなるが、火の如くあつく、衣服を手を取れば、ぼろ／＼と皆潰れたり、又掘る中より、火もえ出る所もありと云ふ埋りて十日めに、家三軒掘出す、三軒にて家内十五人の中、二人生て、残りは皆死せり、生居たるは、味噌を食て居しと云、」(増訂 3, p.560)

であり、次のものは、

「○穂刈村、穢多の家廿軒ばかりある所、がけ崩れ、家居も人も皆土の下に成しが、女一人如何してかのがれ出でたり、其子九歳になる男子ありしが、是も土中に埋れしに、廿八日に至り、其母其辺に來りし時、土中より母を呼びし故、いそ(ぎ脱力) 声を目当に土を掘りければ、男子生てあり、少しの怪我もなかりしとぞ、土中にありしこと、五日なり」(増訂 3, p.564-565)

この九歳の男子について、他の記録〔隄議叢書〕善光寺地震取調材料六冊ノ内、丁、文部省震災豫防調査会所蔵には、次のように疱瘡を患っていたとしている。

「水内郡北上野村続き多甲地方道続吉村一村、三月廿四日大地震故、人々恐れ庭へ出見合候処、相止、家へ入候処、俄に西山崩、一時屋根上砂土圧懸り埋り候に付、一人も出兼候、其後他村々参り、埋り候砂石取退穿候に付、一二丈も穿返、漸屋根之見申候に付、猶屋根破り候処、一人漸助出候処、六十歳位之老人にて、梁を除候哉助命致、其次第申間候、続而穿候に殊之ほか人力手間掛り申候由、老

人、土中にては仙人之様にも存候と申候、乍去再度日月を拝し候大幸は、悦び申候由、山中上條之穢多之家貳拾余軒有之候処、大地震之節山抜にて、不残新町小川へ押埋、人別九十余人之处、纔十余人助り候由、其内九歳之男子疱瘡居候が、母は助り、父一同押埋れ候処、無難にて出候由、廿四日夜方廿八日迄五日之内、土中に居り、其上疱瘡数八日目に相成、大方かせ居り候由、奇事也、」(増訂 3, pp.721~722)

第 3 のものは、

「〔信州丁未茶談〕理科大学地震学教室所蔵弘化四丁未年春三月廿四日、天氣殊に清朗にして、宵の間は晴渡、星も相見候処、五ツ時過よりも陰、・・・・・・別而北國往還石村神代迄、川谷芋川江掛ケ大損傷、吉村は三戸山崩いたし、一村に而両三軒も残し、其余は不残土中江埋込、人亡不少、其後十四五日を経、一人掘出し候由、生米を喰、泥水を飲、助り居候旨、」(増訂 3, p.780) と記録されている。

4.2 屍骸掘り出し

山抜けにより百人以上生き埋めになったのにも関わらず、掘り出し作業の人手が足りない。その時領主の取ったのは、掘り出し財物の私有化容認であった。

長野縣飯山市の事であろう。

「〔蘆沢不朽手録〕善光寺地震

○廿六日故郷柳新田村出立、親類共並に友達に送られ、飯山町はづれにて別れ、それより見聞荒増左之通、

○フルマ村百五十軒程の所五十七軒潰、○イエサ八十軒の内三軒潰、○フカサ八十軒潰、○ミツマタ十四軒の内十軒潰れ即死五人馬二疋死、○アカサ八十軒潰馬一疋死、○カイマ百軒程之内五拾軒程潰○イマキ六軒の内二軒潰、○オマカハ此処の者善光寺へ行四十五人の内三拾六人焼死、○ナクボ山抜にて六人泥下に死す、但死骸不出、○ミナミゴウ三十軒潰れ即死人九人、○カジロ二百五拾軒の内百二十軒潰れ即死二十七人、○石村百軒程の内五拾九軒潰即死十八人、○アサノ八拾軒余

潰れ、○サンサイ百軒余の内八十軒潰れ即死三拾八人、右村々何れも飯山御領分にて、是迄又六七里の間往還筋計り、右の通り、其外西北山方の村々は山崩にて何々村も家人共に土中に相成候分も有之由、其下通り千曲川辺は出水にて水損夥き由、此夜三方村往還端の茶店吉右エ門方に泊り候処、同人之咄に此辺よし村二百軒程の所山抜にて、百六拾人程土中に相成、死骸も不出、其俟捨有之候処、死骸掘出候者へ其家の家財一切被下候間掘出し徳にして掘候様、飯山候より御触御座候に付、此節毎日掘候申聞候、」(増訂3, pp.908-909)

4.3 鶏が教えた埋没ヶ所

〔蘆沢不朽手録〕

○弘化四丁未三月廿四日、信濃国大地震にて、同国更級郡の内岩倉山拔崩し、麓の犀川に堰留、追々水湛充滿し、川上湖水の如くに相成、然る処四月十三日其場所押切、川下の家を押流し、人馬の損亡夥しき由風聞に付、我等古郷も此川末にて常に水損場所故、兄弟親類の安否を見んと、公に三十日の暇を相願候処、願通り被仰付候に付、五月五日に江戸出立致し、中山道え掛り、日を追て七日に高崎駅を越え、草津路にかゝり、八日に同所山本十右衛門方に泊り候処、十右衛門宅にて見受候届書のうつし左の通り、

○十四日南善寺村919、我等妹婿清左衛門方に泊り候処、妹の話に清左衛門兄足俣村六藏並妻子共二人家潰れ、泥冠れに相成、何れも死体不知、然る処其家に鶏五羽有之候内、一羽は助かり居候処、村中の人々寄合、其鶏をおさへていへるは、其方の主人不殘此泥の下に埋まれ、死骸不知、困て其方主人の有所を教へよといひつゝ鶏を放しければ、泥押の上にて羽はたきして時を作りける故、人々集其処を堀けるに、不思議なる哉、其下に妻と子供二人の死体有けるとぞ、猶また其鶏にいひ含め能くぞ教へたり、去れ共主人六藏の死体不出、因て又六藏殿の死体の有場を教へ呉よ、左有時は此緩其方を目をりマヽを掛け、飼遣し可申といひきかせける処、又々泥押の手前の所にて時を作りけるゆへ、早々其処を堀り

けるが、此場所至て泥ぶかくして何程掘ても、死体の出ざること故、皆々あくみして果、是はならくの底へ沈みつらんといひつゝ掘止ける、右六藏の四十九日の日也とて、其翌十五日清江衛門娘秀、足俣村親類へ呼れて参り申候、右場所のはカ山抜といふ程にても無之、六藏家より上に田有之、地震にて其田拔出し候て仕合のよし、(増訂3, p.904)

5. 流出品の処置

弘化四年三月二十四日(西暦1847.5.8)信濃国大地震では、岩倉山が犀川に崩れ落ち、大きなダム湖が出来たが、20日程経過した四月十三日崩壊して大洪水となった。これで流された家具衣類などの返却についての記事がある。

まず、堰留と崩壊・洪水の状況については次のように書かれている。

「弘化四年三月二十四日(西暦一八四七、五、八、)信濃、越後ノ両国地大ニ震フ、長野ニ於テハ家屋ノ倒潰、焼失シタルモノ二千九十四戸ヲ算シ、震火災トモニ免レタルモノハ僅カニ二百四十戸ニ過ギズ、市中ノ死者ハ二千四百八十六人ニ及ベリ、震害ノ甚シカリシハ長野・権堂村・妻科村・稲荷山・鹽崎村・中尾村・牟礼・大古間・野尻等ニシテ、震災地ヲ通ジテノ死者ノ總數ハ一万二千人、潰家ハ三万四千戸ニ達セリ、山崩ヲ生ジタルコト夥シク、松代領分ニテ大小四万二千ヶ所、松本領ニテ一千九百ヶ所ニ及ビタルガ、就中犀川ノ右岸ナル岩倉山ノ崩潰ハ類例少ナキ大變動ニシテ、上流ヘ崩落シタルハ高サ約十八丈ノ大突堤トナリテ全ク流水ヲ堰キ止メ岩倉・孫瀬ノ二村水底ニ没シタリ、マタ下流ニ崩レ落ちタルモノハ長サ十五町、幅約二百間、高サ約百尺ニシテ、藤倉・古宿ノ二村埋没セラレ、堰止メラレタル処ヨリ上流ハ水ヲ湛ヘテ一面ノ大湖トナリ、次第ニ増水シテ水深二十丈ニ達シ、數十ヶ村水ニ浸サレ、湛水区域ハ長約八里半、幅一町乃至三十町ニ及ビタルガ、地震後二十日ヲ経テ四月十三日ニ至リ、遂ニ隕堤決潰シ、湛水ハ一時ニ川中島ニ

押出シ、三十一ヶ村ハ水災ヲ被リタリ、越後長岡城下モコノ影響ヲ受ケ浸水セリ」(増訂 3, p.457)

この洪水で、家具・衣類などが流れ回収されたが、その扱いはさまざまであった。筆箒を返すとしながら、金目のものを抜き去って返却して名主に叱られるものもあり、拾得物を記した札を立て、それを頼りに訪れた元の持ち主に返却する者もいた。中には、筆箒からまだ一度も着ていないような新品の小袖類を、自分のものとした女性が、それらを水に打ち捨てて居なくなるとの珍事も発生した。

「〔蘆沢不朽手録〕

○弘化四丁未三月廿四日、信濃国大地震にて、同国更級郡の内岩倉山拔崩し、麓の犀川に堰留、追々水湛充滿し、川上湖水の如くに相成、然る処四月十三日其場所押切、川下の家を押流し、人馬の損亡夥しき由風聞に付、我等古郷も此川末にて常に水損場所故、兄弟親類の安否を見んと、公に三十日の暇を相願候処、願通り被仰付候に付、五月五日に江戸出立致し、中山道え掛り、日を追て七日に高崎駅を越え、草津路にかゝり、八日に同所山本十右衛門方に泊り候処、十右衛門宅にて見受候届書のうつし左の通り、

○出水後村々にて流れ参り候、諸道具留置水引候後、川下の村々役人より川上筋の村々へ触廻し、諸道具吟味之上捐戻し遣し候由、其内高井郡天神堂村にては、山中新町の役筆箒最大切成物入置候旨差戻し遣し候処、厚く札を受候、又中には筆箒の中より金斗り取り指戻候者有之、其事露頭に及び所拂に致し可申杯、名主に叱られ候ものも有之よし、また浅野村にては筆箒の中より衣類取出し見候処、其中には、未一度も手を通さぬ様なる能き女の袖数多く有之、いづれも濡て居候に付、干て遣すべくを存じ、取広げ候処へ色青ざめたる女の歯を真黒に染たるが、いづくよりか来りけん、右の衣服を一々に改め見て不残、又満水へ入千曲川に流しけるが、忽ち形は消

て見えなくなりければ、人々驚き奇異の思ひをなしけるが、夜にてもなく白晝の事なれば、格別気味悪敷も思はざりしが、此事大評判と成てける故、猶又村方にて承はり候処、実説のよし申聞候、」(増訂 3, p.901)

立札で知らせた方の記事は次の通りである。貰った方が、御礼に金、折々の大根、などを持参したとも記されている。

「〔禾木園雑記〕善光寺地震取調材料六冊ノ内、丙、文部省震災豫防調査会所蔵
弘化四年・・・

流失之品、私宅江持参致置候に付、往來筋江建札致、尋参り候方へ渡度と存候処、小松原村又治郎殿母殿江渡品物は、本だんす壺ツ、但し桐坂拵に而、早々マ、本も有之候共相渡候、はたき台壺丁(挺)、とふみ壺ツ、同村勘兵衛殿江渡す、但し松木松坂に而拵品、其外万石どふし壺ツ、同人江渡す、此分は瀧清左衛門と名面印有之候に付、其段当村頭立与三郎殿、仮役人に而役人へ出役致居候に付、伺之上渡す、其外八寸膳拾人前、但松坂に而箱入、同人名面印有之候に付、同村右(太力)郎右衛門殿渡す、其外眞ね(な)板貳枚、但柳木坂に而、壺枚は足附有之候、此品当村久左衛門姉、先年同村之内内縁参り、其女中江相渡す、其外箱橋ご(階子)壺丁、但し松板に而長貳間半、広さ五尺程、同村藤吉殿外壺人同道被致候に付、早速相渡す、是に而流失物渡し相済申候、然処満水に而、二ツ柳村方田組長右衛門殿、薪物屋及無心候御礼として、金貳朱に鼻紙壺東代貳匁四分出し、三月廿九日ノ四月十五日朝迄仮宅致居候間、為御礼遣し申候、其外糍壺枚代苗貳拾四文品、其上手作夏大根五六本程、折々持参致、又は秋大根五六本、致持参遣し申候、柳沢新田村文左衛門殿方にも、家内之者逗留致、」(増訂 3, p.618)

6. 地震頻発と改元

ウィキペディア天保 (<https://ja.wikipedia.org/wiki/天保>) によれば、

「改元 文政3年12月10日（グレゴリオ暦1831年1月23日、同年に起きた江戸神田佐久間町火事（文政の大火。3月分1日、グレゴリオ暦4月24日）や、文政京都地震（7月2日、同8月19日）などの災異のため改元」となっている。

この地震についての記事は、増訂3大日本地震史料の〔京都地震見聞記〕pp.325-331に詳しい。（注：p.323より始まり、p.332まで行き、次頁番号がp.323となる乱丁あり、p.331の大坂地震記へと続いている。）

〔京都地震見聞記〕

「文政十三年（天保元年）七月二日（西暦1830.8.19）、京都大地震、其後連日震動不止とて、大坂にての風説大方ならず、先皇居は御築地盡く倒れ、内には幔幕、外には紫幕二重に打廻し、嚴重御固めあり、洛中是一同屋上に住居能はずして、賣買は勿論、米を舂事さへならず、黒米を炊ぎ、やう／＼に飢を凌ばかり、御用米藏は悉く潰れ傾き、内に積たる米俵にて持こたへたる程にて、其米取出す事ならず、近郷より御買入米にて、御所方を御取（所力）給あり、中にも二條御城は大破此上なく、御番士御長屋も盡くつぶれ、露坐せる多しなどいひ、又土御門家より此上も変事あるべしとの勘文を奉ぜられけるにより、町御奉行よりは、洛中一同変異を避るの用心すべしと號令有ければ、近國にちなみ有ものは、各家を打すて立去んとて、一同に騒ぎ立てけるにより、又みだりに他方へ離散せんものは召捕んと、改めて號令ありければ、何れにか適従せんと、一同迷惑懇の上よりして、人氣逆立、騒亂甚しなどいひ、其甚しき……………（増訂3, p.323）

此日より三日三夜、人々皆市中に露宿す、三日、地震尚時々不止、翌天明まで凡五十度を震動す、今夕方、四條辺まで人を訪行じに、町之中処によりては通れざるもあり、蚊帳床榻の夥しき、稀有の変事也、又鴨河原は七條より丸太町辺まで、人々烏合、星羅提燈の影、又目ざましき事なり、

四日、朝日未出、東方雲黄赤色、瞬時卵色に變じ、其色口説すべからず、人々皆膽を冷し、如何あらんと案じ居る処、此日も別にかはる事なく、震動又三四十度、

五日、午時輕雷、西北過而、地震少し緩し、向夕又輕震、

六日、震動自若、凡三十度許、

……………

○今茲八月、{ = } 字ノ書通ニ、拙家京師ノ邸宅留守居ヨリ來書ノトキ、彼地震ノコトヲ筆記セシ者トテ示ス、見ラレヨト、見ルニ、去寅年文政十三年七月二日、始テ大震セシヨリ、今歲辛卯正月迄ノ記ナリ、委シトス、下エ移寫セリ、（増訂3, p.323）

七月二日晝七ツ時方大地震始而、凡数左之通相記申候、

三日、晝夜かけドロ／＼共、廿度程、

四日、同断、廿度程、

五日、同断、廿度程、

……………

天保二辛卯正月元日、小一度

……………

卯正月十七日迄に、凡六百三十五度ゆる、夫方誠に小、三日、四日目に少々づゝゆる、格別靜に成申候、……………（増訂3, pp.323-327）

〔聞集録〕

「文政十三庚寅年七月二日より、京都を始、近国近在大地震之記文を写、七月二日、朝より一天晴るゝにあらず、曇るにあらず、俗にあぶら照と云るけしきにて、蒸炎日頃に増凌難かりしが、漸くに七ツ頃と成ば、頓而暑氣も少は去べき也と思ひ居る折から、雷處声マゝの如き{ = }々と響と等しく、夥く地震出す、是はいかにと衆人驚く間もなく、引続たる大地震、見る／＼家藏の震動する事、宛も浪の打來る如く、其上土藏、高堀、或は石燈籠、又器物道具の崩碎る音、千萬の雷、頭上に落かゝるが如く、往來の人は大道に蹲り、家に有る者は疊にひね伏し、今や棟梁の爲に壓死するかと膽を消し、人々生たる心地無りしが、甚しく震ふ事引続三度、

稍暫して少し穩に成しかば、家毎に疊を大道に投出し、互に引連ね、我一に是に逃出し、誰言合となく、須臾の間に洛中洛外町々家裡に残る者まれにして、老若男女、貴賤尊卑の差別なく、皆々大道に膝を連ねしは、宝暦のむかしはいざ知らず、八十年來珍敷事也けり、類聚國史光孝天皇元慶三年八月五日地震條に曰、此夜大地震、京師人民、出自盧舍、居于街路と見えたり、

扨京都の人家或は倒、又柱ゆるみ、天井落、或は竈の壞崩尤多く、土藏は殊更に当り烈敷、矢庭に震崩したる多く、其外四壁落、大輪くだけで、是が爲に怪我人数多有り、凡京中の土藏は、一ヶ所として満足なるはなく、去れども誰か是の（をか）補わんといふ者無く、取除んと思ふ者も無くて、只大道にひれ伏し、神佛名號を唱ふ迄、主家又は近辺の縁家の安否を訪もの、皆陣笠胸当にて奔走す、地震は初のごとくあらざれ共、只唸々と鳴く（り力）震事、須臾に数ヶ度、凡翌三日朝迄に百廿餘ヶ度震ふ、去れば此夜は家々馬提灯をともし、大道に夜を明す、斯くて三日朝は空晴渡り、日の光赫々たれば、流石大道の住居も見苦とて、銘々家裡に入て漸くわづかに某破壊をつくな（ら力）ふ、此日地震事猶止ず、凡一時に七八度より十ヶ度づつに及ぶ、此夕も七ツ時方、同く今宵も大道に夜を明さんと、疊を連ぬ屏風を引、上には雨覆をなし、町幅狭き所には、向ひより互に縄を張、竹を渡し、上には筵又は合羽などを引覆、皆々前夜のごとく夜を守り、……………(増訂 3, p.332) 又恐怖の甚しきは、市中に居るは浮雲とて、東山の野辺、或は鴨川原、西の野に席をかまへ、食器を運び、出て難をさくる人も夥し、此夜暁方わづかに雨降といへども、朝に至て晴る、地震ふ事少し穩成といへども、一時に六七度におよぶ、此夜も猶大道に出るといへども、夜半感冒せん事を恐れて前夜のごとくにはあらず、然れども皆々端近に圍繞して、嚴からんには大道に逃出ん用意なり、是より日々震ふ事数少な（多力）り、十四五日頃には、一晝夜十五六度廿度におよぶ、扨京都の人家、大小とも破損せる事なれば、急に其修

理をなさんとすれば、大工左官は元來、手伝人歩（夫）に至まで、逆も家々に充る事{=}ければ、数度呼使に及共、やういに出来らず、適來といへども、一日來れば二日來らず、二日かゝれば五日休ゆゑ、修理も全からず、漸竹杖木をもて版に突張し、或は縄持（拆力）をつなぎ置もあり、又は一向人歩も來らざるは、止む事を得ず其俣に成置も多し、是等は元來、始は満足と見へて人にほこり顔に思たる土藏など、連日の震ひに追々破損し、思もよらず一時に崩れて、其響近隣を騒がす、其後十七、十八日、兩日大雨ありしに、兩濕通して又も土藏くずれにき、或は残たる大輪落るも多し、故に人心何となく恐怖止ず、日夜易き心もあらずして、只安全のみ願しに、本より泰平の大御代、ことさら公にも諸社諸山に御祈を命じ給ふよし、依て七月の未つかたに、稍震の数も減じ、今八月初旬には、一晝夜わづかに五大度になりしが、げに有がたき聖代と、萬民こぞつて歓をなし侍る、あなかしこ、」(増訂 3, pp.332-333)

7. 地震挿話

7.1 集めた柴の火

避難の目印としては「いなむらの火」がよく知られているが、弘化四年三月二十四日(西暦 1847.5.8)の善光寺地震では柴を焚いている。

文部省震災豫防調査会の取り纏めた善光寺地震取調材料六冊ノ内、丙にある〔徳竹氏地震記事〕には、次のようになっている。

「浅川村、字伺去眞光寺の峯丸翁を問ふ、伺去眞光寺は、元來十八戸の村落なり（し脱力）が、地汙りによりて、其十七戸は倒潰し、内に戸は土中に埋没し、死者十九人を算したる所とす。

今の伺去眞光寺と稱する石油井のある所は、当時の地震に懲りて家を移したる所なりとぞ、本村には、今は只六戸あるのみ、問ふ、翁嫗は震災の当時、何歳なりしぞ、翁のいふ二十四歳なりき、嫗のいふ廿五歳なりし、然らば所謂女優り夫婦なりしよな、更に問ふ、

震災の当時、翁が家は如何がせしぞ、何れへ埋没したりけむ、影げも形もなくなれり、然らば家内には死人怪化（我）人も多かりしならむ、否な耄人の死傷なかりし、夫は何が故ぞ、母は妻と弟と共に村山村の親戚の処にゆき、父は山影の清水と申処に往き、私耄人のみ家にあり、今の世の如くランプなどのある世柄にてなかりし故、耄人留守しながら、行燈かきよせ、肱枕にて浄瑠璃文を読みありしが、いつしかまどろみて、地の揺り出したるもしらずありし、目を覚したる時は、其身は家の外にあふり出されて、結びありし帯もいつしか解けて、帯とり裸にて、畑の中に倒れあり、何やらむ恐しきものゝ空を飛ぶやうの心地して、頭を抱へて地に伏したるに、一兩度地よりはねかへされし心地したり、已にして彼所此地に叫ぶ声、呼ぶ声、助けを求むる声の起りたれば、夢の如き心地にて、天を見れば、星の爛然たるあり、暗をすかしてむかふを見れば、前山は鼻の先にあり、さては山抜の為め、身は浅原河に押し出されしなり、まご／＼すると、後よりぬけ来る土石の為に、命をも失ひなむと、一さむに父がゆきたりし清水の方へと志し駆け出でしが、路次に地裂の夥しく、処によりては、上は懸崖を為し、下は測る可らざる深さの地割あり、止むを得ず、林の中に入り、木の間を手取りゆきしも、尚処々に裂目ありて、頗る危きを覚へたりき、ゆきて荒神様の処に至りし時、父の清水より帰り来るに逢しかば、家の方は山拔なれば、再び清水に帰る方安全なりと申せしに、否々山抜にあらず、地震なり、清水も大地震なりしが故に、家を案じて帰り来りしなれ、地震は清水にゆきたりとて逃るべきにあらずとて聞入れず、清水は地震なりしならむも、家の方は山抜けに相違なしとて、有りしさまを物語りに、さては家の方は地震に由りて山抜の生じたるならむ、暗に迷ふて裂目に墮落するものもありやせむ、責めて生き残りしものゝみをも救はむとて、苅りありし柴ども、方々より取集めて、山に積み重ね、火を点じれば、火光は忽ち白晝の如く、村の方を照らし（し脱力）かば、其光につれて大声にて

呼ばりし故に、其夜の中生き残りし人々は、大抵其処に集り来りしと、」（増訂 3, pp.628-629）

7.2 作業鼓舞の方法

いつの世でも、あまり変わらないと云えよう。善光寺地震の時である。

「〔蘆沢不朽手録〕

○弘化四丁未三月廿四日、信濃国大地震にて、同国更級郡の内岩倉山拔崩し、麓の犀川に堰留、追々水湛充滿し、川上湖水の如くに相成、然る処四月十三日其場所押切、川下の家を押流し、人馬の損亡夥しき由風聞に付、我等古郷も此川未にて常に水損場所故、兄弟親類の安否を見んと、公に三十日の暇を相願候処、願通り被仰付候に付、五月五日に江戸出立致し、中山道え掛り、日を追て七日に高崎駅を越え、草津路にかゝり、八日に同所山本十右衛門方に泊り候処、十右衛門宅にて見受候届書のうつし左の通り、・・・・・・・・・・

○十五日南善寺村より柳新田へ帰路の節、又飯山の常福寺へ立寄、小屋にて寸志の法事を致し候、此日当寺潰、本堂之家根茅斗取崩に付、柳新田上りも親の九兵衛、九郎左衛門、惣左衛門、九郎兵衛、我家家元より吉右衛門も参り、飯山御家中柏原牧太殿其外檀中都合廿五六人打寄候処、我等も此度墓参第一の願にて、地震見舞に故郷へ下り、今日は親の命日にして此日に当り、御仏の家根かた付に合こそ幸と存、夫より名前帳へ柳新田村利右事芦沢逸藏と書付終はり伝候、扱此日殊の外暑氣強、晝後より何れも疲れ、木蔭杯に休み寝入候者も有之候へば、其様子にては中々今日中に茅取かたづけ仕舞がたき体にて、和尚も手伝の者へ手をさげ頼むやうに致し働かせ候得共、何れも是迄毎日地震潰れの跡かたづけにてつかれ居候故、兎角仕事埒明き不申、逆も此分にては今日中には六ヶ敷思はれ候故、我等密に工夫を廻らし、門前の和泉屋と申酒店にて、酒三升携来り和尚に仕せて披露し、手伝への者へ茶のみ茶碗にて其酒を与へ、夫より又我等も手伝居候処、皆々大に元氣を得て、其働く事夥、中には江戸の御土産にて力

つきたりなどいひつゝ働き出しけるゆゑ、暫
暫時の間に不残取崩し、たばね積上肩迄も
はき寄風呂に入て帰り候、」(増訂 3, pp.904-
905)

7.3 地形変化も受け取り方は様々

(1) 地が割れても

善光寺地震の時である。

〔鎌原洞山地震記事〕善光寺地震取調材料大
冊ノ内、甲、文部省震災豫防調査会所蔵によ
れば、

「○地震の夜、小松原の民四人、一同に逃出
し候処、地折、其中へ陥入り、上ること能は
ず、当惑せし内に、下より水吹出、其水と共
に吹出され、出ることを得て、命助かりしと也、
○地の裂る処、大小長短深淺定らず、広き処
は飛越る事能はず、深きは底をしらず、裂た
る所水を出すもあり、又裂たる俛なるもあり、
又地陥りて数十丈の外へ其土を吹出し、小山
の如くなるあり、(増訂 3, p.559)

(2) 土地の隆起

増訂 3, 地形変化を寿ぐ

弘化四年正月十三日(西暦 1847.2.27) 丹後
地震ヒ、地形変動アリ

〔宮津事蹟記〕

弘化四丁末年正月十三日地震、御領分木津村
中館並に和田上野其辺の山自然貳丈斗り落込
み、御田地幅貳拾間長百貳拾間余り平地の処
高貳丈余山之如く高く相成り、作物等其儘に
地底より持上申候、尤モ其近辺に小川有之、
是も同様持上り、水の流れ無御座淀みの沼の
如く相成り、此段御役所へ届出候に付、御見
分御出張被成、御引地に相成申候、但し其
近辺に温泉湧出候場所有之候に付、硫黄に
(のヵ) 勢地中に有之、右損之次第に相成候
哉との御評議也、

〔京都府竹之郡木津村役場所蔵一枚刷〕

丹後の国に於て一夜の内に山湧出る次第、
人皇第七代孝靈天皇乙亥五年近江國地さけて
湖水となり、同時にスルガの國に富士山湧出
すと普く古書に見へたれども、是は見ぬ世の
昔がたりにして其の事実詳ならず、しかハ有
ど、近き例は宝永四年富士山分じて一山を生

ず、號けて是を宝永山といふ、此年間豊かに
世上しば／＼繁榮なり、所謂宝永は豊榮の前
表ならんか、茲に丹後の国竹野郡木津の上村
といへる在郷あり、即ち組より網野へ至る往
還なり、

此地に今年弘化四未の正月十一日の夜半の頃
震動雷電して大雨車軸を流す、村民膽を冷し
驚き怖く事限りなし、程なく夜も明け、四方
静まり、雨止み空わたるに、心安堵て漸やく
外面に出るに、豈料らんや高さ五六丈ばかり
の山忽然とあらわれたり、衆人又もや打驚き、
前代未聞の事なり杯と、其噂遠江に高く聞ゆ、
村老の曰く實にや宝永のむかしも斯る例あり
て御代豊かに榮へしと聞く、正しく弘化の時
にあたりて世界全く弘く化す、豊けき御代の
しるしぞと喜び祝ふと伝へ聞て、其俟て、に
うつし侍ることになん、(図は之ヲ略ス)(増
訂 3, pp.454-455)

7.4 盜賊はびこる

天保元年七月二日(西暦 1830.8.19) 京都
及び隣國地大ニ震フ、御所モ破損アリ、二條
城大破し、仁和寺・嵯峨大覺寺・聖護院モ破
損多シ、京中ノ死者二百八十人、傷者千三百
人ニ達セリ、龜山ハ震害多ク、潰家二十五戸、
死者四人アリ、大津ニ於テモ潰家六尺アリ、
宇治川ノ堤防悉ク損而損ジタリ、丹波・丹後・
因幡・越中等ノ諸國ニテモ是ノ地震ヲ強ク感
ジタリ、

〔健齋叢書〕二啓申上候、○以下、原書缺ク、
其外神社佛閣、洛外圍土塀之分、不殘打倒し、
洛中洛外土藏一ヶ所も無難之分は無之、寺社
之内には佛光寺門跡は丸々打倒し、中々筆紙
に難盡事に御座候、洛中洛外上下男女とも、
夥敷怪我人即死人も有之、翌三日ヲ六日迄は
上下居住居不相成、不殘往來又は空地へ野
宿致し、三日之間は晝夜の差別なく、泣悲其
聲、野山に響候次第、扱又右之通に付、井水
不殘泥に相成、川水も同様にて、殘暑強折か
ら、吞水に差支、上下共大難澁、飯焚にも竈
不殘内碎、用立不申候、いづ方も土間を掘候
て焚候次第御座候、追々白米も盡、町家など

は玄米炊候て給續き申候、右の虚に乘じ、盜賊徘徊致し、其上晝夜火の元相改候へ共、とかく出火時々出来致し、中中寺社の破損、其外巨細には書取がたく御座候、(増訂3, p.294)

〔甲子夜話〕

三日の夕、火柱落候旨ニ而、京中大火と申觸し、何れも火事装束致し、出火を相待居、扨又家内不残り残外江出居候事故、明き家同前、夫故盗人屋根傳ひに徘徊致候と風聞、因て盜賊用心、火之用心に而、大日迄、都合五日之間は騒々敷、難盡筆紙候 (増訂3, p.298)

7.5 虚説妄言

〔京都地震見聞記〕

文政十三年七月二日、京都大地震、其後連日震動不止とて、大坂にての風説大方ならず、
.....

又土御門家より此上も変事あるべしとの勘文を奉ぜられけるにより、町御奉行よりは、洛中一同変異を避るの用心すべしと號令有ければ、近國にちなみ有ものは、各家を打すて立去んとて、一同に騒ぎ立てけるにより、又みだりに他方へ離散せんものは召捕んと、改めて號令ありければ、

何れにか適従せんと、一同迷惑懇の上よりして、人氣逆立、騒亂甚しなどいひ、其甚しきに至ては、忌憚るべきをも心もなく辨もなく言ふらす、しかのみならず、或は叡山愛宕鳴動すと云、或は若狹は海となり、丹波は野となるなど、取々に言ふらしける、すべてかやうの変異有時は、妄言虚談競ひ興る事、古今一致なれば、往來の行言は、心に之をゆきまゆと、詩にもいへる如く、卒忽に聽信すべからずといへども、稀有の変異なれば、親しく見もし聞もし、其实状を審にしたく、京地に知る人も在れば其安否をも尋ね惣訪はばやと、是月十七日の夜、大坂を出船す、

此日、天陰り、夜半より雨降出し、明方に至り甚し、夜明て伏見に着し、當所地震の様子を問ければ、京地よりはやゝ輕しといへども、破屋壞家も多し、今に日夜震動不止と云、竹田に至る頃は、雨あらく風はげしく、歩行成

がたし、つとめて九條口に到る、こゝにて間ければ、伏水よりは又甚し、されど洛の西北に比すれば、やゝ緩しと云、此邊の商家、米を舂けるもあり、熟食をうれるもあり、酒津茶店まで常にかわる事なし、是を以先知る、洛中黒米を炊ぎ、やう／＼に飢を凌ぐなど言の虚説なる事を、六條邊より上は潦水満溢れ、街道川をなし、両畔軒下へ流れ入る、室町通四條下る所にて松田牧安を旅宿に訪ふ、こゝにて巨細を聞、虚實を質す事を得たり、牧安が話する所左の如し、

二日大震の後、今日に至る迄、連日時々刻々震動不止、先年越後地大震の時も、二十日餘震動不止、考ふるに霍乱病の跡腹痛み、大火の後餘炎急におきまらざる如く、全く是大震の餘勢未收なるべしと云、

二日夜より三日、四日夜までは、洛中一同露宿、五日に至りて半は宇下に居、半は路上に居る、六日に至りては室に入、されども夜中も門戸をとどさず、すはといはゞ馳出さんと用意す、其後は日夜の震動にて安堵の思ひなしといへども、諸工人は其仕事をつとめ、商賣は賣買をする事、常にかわらず、洛中安堵ならずとて、家をすてゝ退散せんとし、町御奉行より號令有しなど云ふ事は、更になし、但妄言禁止の趣は嚴重号令有しのみと云、

禁裏、仙洞、暫時御座あらせられしやう民間にて風説すといへども、定かならず、諸司代は、三日が間警衛、其後参内もなし、御築地悉く倒れ、幔幕など張廻したりと云は、誇誕甚し、仙洞御所御築地くづれざる所まで、當分紫幕にてかこひたりといへども、拾数間所、纔の間の事成と云、二城御城の大破は、人口風説の如く見て知るべしと云、

神社佛閣多く破壊すといへども、是亦大坂にての風説十分の一にもあらず、清水の舞臺潰れ、八坂の塔真中より覆り、大佛の石垣刎返り耳塚に當り、五輪の塔盡く碎たりなど云ふは、誇誕甚し、(増訂3, pp.323-324)

8. 終わりに

増訂日本地震史料はこれで終わったが、史料は次に拾遺、拾遺別巻と続いてゆく。地震研究所図書室 <https://www.eic.eri.u-tokyo.ac.jp/tokubetsu/searchCollectionNameList.php> を見れば明らかである。